

随時監査（1次分）結果（令和2年度）

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（随時監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するもののうち、必要があると認めるときに行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局及び教育委員会の出先機関35機関

(2) 監査対象期間：令和元年12月1日～令和2年8月7日

4 監査の着眼点

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに、財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

賃金：任用された本人への面談等による任用事実の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和2年6月2日～令和2年8月7日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
県人づくり生活部	消費生活センター	令和2年2月1日から 令和2年8月4日まで	令和2年8月4日
	京築保健福祉環境事務所	令和2年1月1日から 令和2年7月22日まで	令和2年7月22日
保健医療部	食肉衛生検査所	令和2年1月1日から 令和2年7月7日まで	令和2年7月7日
	福岡学園	令和元年12月1日から 令和2年6月2日まで	令和2年6月2日
福祉労働部	小竹高等技術専門学校	令和元年12月1日から 令和2年6月26日まで	令和2年6月26日
	田川高等技術専門学校	令和2年1月1日から 令和2年7月3日まで	令和2年7月3日
	小倉高等技術専門学校	令和2年1月1日から 令和2年7月17日まで	令和2年7月17日
教育委員会	福岡教育事務所	令和元年12月1日から 令和2年6月17日まで	令和2年6月17日
	京築教育事務所	令和元年12月1日から 令和2年6月16日まで	令和2年6月16日
	美術館	令和元年12月1日から 令和2年6月18日まで	令和2年6月18日
	社会教育総合センター	令和元年12月1日から 令和2年6月3日まで	令和2年6月3日
	育徳館高等学校	令和2年1月1日から 令和2年7月16日まで	令和2年7月16日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
教育委員会	門司大翔館高等学校	令和2年1月1日から 令和2年7月9日まで	令和2年7月9日
	小倉商業高等学校	令和2年1月1日から 令和2年7月31日まで	令和2年7月31日
	八幡中央高等学校	令和2年1月1日から 令和2年7月21日まで	令和2年7月21日
	玄界高等学校	令和元年12月1日から 令和2年6月19日まで	令和2年6月19日
	新宮高等学校	令和2年1月1日から 令和2年7月10日まで	令和2年7月10日
	香住丘高等学校	令和2年1月1日から 令和2年7月30日まで	令和2年7月30日
	福岡高等学校	令和2年1月1日から 令和2年7月29日まで	令和2年7月29日
	福岡講倫館高等学校	令和元年12月1日から 令和2年6月30日まで	令和2年6月30日
	筑前高等学校	令和2年1月1日から 令和2年7月15日まで	令和2年7月15日
	筑紫中央高等学校	令和元年12月1日から 令和2年6月4日まで	令和2年6月4日
	筑紫高等学校	令和2年2月1日から 令和2年8月6日まで	令和2年8月6日
	小郡高等学校	令和元年12月1日から 令和2年6月25日まで	令和2年6月25日
	久留米高等学校	令和元年12月1日から 令和2年6月12日まで	令和2年6月12日
	伝習館高等学校	令和元年12月1日から 令和2年6月9日まで	令和2年6月9日
	三池工業高等学校	令和2年1月1日から 令和2年7月2日まで	令和2年7月2日
	浮羽工業高等学校	令和元年12月1日から 令和2年6月24日まで	令和2年6月24日
	東鷹高等学校	令和2年1月1日から 令和2年7月28日まで	令和2年7月28日
	嘉穂高等学校	令和元年12月1日から 令和2年6月23日まで	令和2年6月23日
	筑豊高等学校	令和2年2月1日から 令和2年8月5日まで	令和2年8月5日
	小倉聴覚特別支援学校	令和2年1月1日から 令和2年7月1日まで	令和2年7月1日
小郡特別支援学校	令和2年2月1日から 令和2年8月7日まで	令和2年8月7日	
育徳館中学校	令和2年1月1日から 令和2年7月16日まで	令和2年7月16日	
嘉穂高等学校附属中学校	令和元年12月1日から 令和2年6月23日まで	令和2年6月23日	

(2) 主な調査項目

- ア 時間外勤務手当
- イ 賃金
- ウ 旅費
- エ 交際費
- オ 食糧費
- カ その他需用費
- キ タクシー借上料
- ク 会場借上料

- ケ 備品購入費
- コ 財務事務の管理

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
福祉労働部	支出	1	時間外勤務手当について、時間外勤務の事後確認が適正に行われておらず、過払いとなっていた。
	財産	1	いったん交付され、使用せず返却すべきであったタクシーチケットについて、所在不明となっていた。
計			2件